

環水大水発第 2012181 号  
令和 2 年 12 月 18 日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長  
( 公 印 省 略 )

### 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 356 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、本年 12 月 19 日から施行されることとなった。今般の改正は、旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。以下同じ。）のうち住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものの用に供するちゅう房施設等を、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第 2 条第 2 項の政令で定める特定施設から除くものである。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、水濁法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管内市町村にも必要に応じ周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1 改正の趣旨

住宅宿泊事業法の施行に伴う水濁法等の施行上の留意事項については、平成 30 年 1 月 31 日付け環水大水発第 1801311 号環境省水・大気環境局水環境課長通知「住宅宿泊事業法の施行に伴う水質汚濁防止法等の施行上の留意事項について」により、住宅宿泊事業を営業する者の施設が旅館業法第 2 条第 1 項に規定する旅館業の対象に含まれることとなるため、水濁法第 2 条第 2 項の特定施設（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）別表第 1 第 66 号の 3 及び第 74 号）に新たに該当することとなる施設が生ずることが考えられる旨、通知したところである。

その後、住宅宿泊事業に関しては規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）において、一定の規模・態様のサービスについては水濁法に基づく特定施設の届出等を要しないこととする方向で検討することとされた。

これを受けて、令和2年2月27日に中央環境審議会水環境部会において検討した結果、旅館業の用に供するちゅう房施設等のうち住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等について特定施設から除外することが了承されたことから、令について所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものの用に供するちゅう房施設等を、水濁法第2条第2項の政令で定める特定施設から除き、令を以下のように改めることとした。

六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和三十二年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの  
イ～ハ （略）

## 3 特定施設に係る届出等について

改正令の施行により一の施設が特定施設でなくなることについては、水濁法第10条（瀬戸内海の区域において、排出水の日当たり最大量が50立方メートル以上である場合における当該施設（以下「瀬戸内海対象」という。）については、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内法」という。）第9条）に定める特定施設の使用廃止には該当しないため、同条に基づく届出を要しない。また、届出義務が改正令の施行前に生じたものであつても、その履行期限が改正令の施行後となる場合は、水濁法第10条及び第11条（瀬戸内海対象について、履行期限が改正令の施行後となる場合は、瀬戸内法第9条及び第10条）に基づく氏名等の変更の届出及び承継の届出を要しない。

また、改正令の施行により特定施設でなくなる施設に対し、改正令の施行前に水濁法第9条の規定によって適用された設置又は変更についての実施の制限は、改正令の施行の際に効力を失う。

## 4 罰則の適用に関する経過措置

改正令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項に定める国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業については、改正令の施行後も令別表第 1 第 66 号の 3 の旅館業の対象に含まれる。

6 住宅宿泊事業法担当部局との連携及び特定施設の設置者への周知について

改正令の施行により特定施設でなくなる施設の把握に際しては、住宅宿泊事業法担当部局と連携して対応されるようお願いする。また必要に応じて当該施設の設置者に対し本改正について周知方をお願いする。